

平成28年度第3回吹田市男女共同参画審議会 議事録

開催日 平成28年9月23日(金)

開催時間 (開会)午後3時30分 (閉会)午後5時44分

場所 吹田市役所 低層棟3階 研修室

議題 1 男女共同参画プランの推進に関する関係各室課からの意見聴取について
2 その他

出席委員 石蔵 文信 玉井 眞理子
北嶋 紀子 小牧 規子 寺本 尚美
田中 敏雄 平野 和子 堀川 眞理子
栗田 智代 西岡 昌佐子 坪井 素子
仲田 功 小谷 訓子 出口 都彦

出席市職員

市民部長 小西 義人
人権政策長 横山 尚明
市民部次長 中野 勝
市民部男女共同参画室長 森本 茂
市民部男女共同参画室参事 田家 学
市民部男女共同参画センター所長 畑澤 由佳
市民部男女共同参画センター所長代理 潮見 智昭
市民部男女共同参画室主幹 飯尾 由美子

保健センター参事 岸 敏子
保健センター主幹 山野 由理子
保健センター主幹 柏原 令子
まなびの支援課長 小西 正晃
まなびの支援課主査 荻野 安岐子
まなびの支援課主査 藤川 正太郎
生活福祉室長 中村 安伸
生活福祉室参事 大市 友子
生活福祉室主幹 前田 信
障がい福祉室主幹 米崎 俊行
障がい福祉室主査 川見 知佳
高齢福祉室参事 千葉 淳
高齢福祉室主幹 曾谷 俊弘
高齢福祉室主査 平井 倫子
高齢福祉室主査 続 裕子

傍聴者 なし

平成28年度第3回吹田市男女共同参画審議会

平成28年9月23日(金)

午後3時30分～午後5時44分

吹田市役所 低層棟3階 研修室

○会長

それでは、吹田市男女共同参画審議会を開会します。

まず、審議会の開催要件について報告をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の審議会委員の御出席の確認でございますが、14名中13名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、吹田市男女共同参画推進条例施行規則第10条第2項による成立要件、委員の半数以上の出席を満たしております。

○会長

次に、本日の会議傍聴の申し出はありますか。

○飯尾男女共同参画室主幹

本日の傍聴希望者はございません。

○会長

それでは、事務局から資料の確認をお願いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

(資料確認)

続いて、今後の予定等について説明させていただきます。

○田家男女共同参画室参事

右上に別紙と記載した「意見聴取する関係室課」の資料を御覧ください。

本日23日につきましては、保健センター、まなびの支援課、生活福祉室、障がい福祉室、高齢福祉室の意見聴取ですが、これ以降につきましては、10月28日と11月18日に記載の室課のヒアリングを行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

もう一枚、「男女共同参画審議会スケジュール(案)」の資料ですが、第1回審議会でお示ししましたが、若干予定を変更しております。これまでは、ヒアリングを3回行いましたあとすぐに部会の開催としていましたが、部会の開催前に第6回として12月にヒアリングの内容を踏まえた基本方向(案)について議論をいただきまして、一定案が決まった段階で部会を設置し、各部会の委員を決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。第6回の候補日としましては、12月16日(金)で挙げさせていただきます。

○会長

日程のほうから決めていった方がいいのですか。

○田家男女共同参画室参事

12月の日程についてお願いします。

○会長

12月16日は、私が夕方に予定が入っています。

○田家男女共同参画室参事

12月16日以降の日で調整をお願いしたいと思います。

○会長

12月9日はどうですか。

○田家男女共同参画室参事

議会等がありますので、金曜日に拘らずに決めていただけたらと思います。
後ほど事務局から、確認と調整をさせていただきたいと思います。

○会長

日程はあとで調整させていただくとして、それでは議題に入らせていただきます。

本日は男女共同参画プランの推進に関して関係室課からヒアリングの機会を持ちたいと要請しておりまして、保健センター、まなびの支援課、生活福祉室、障がい福祉室、高齢福祉室からお越しいただいています。順次意見聴取を行ってまいりますので、よろしくお祈いします。

○飯尾男女共同参画室主幹

では、保健センターの職員を紹介させていただきます。岸参事、山野主幹、柏原主幹です。それでは業務概要について説明をお願いいたします。

○岸保健センター参事

1ページ、2ページは、業務内容を簡単に記したものでございます。3ページ、4ページは、保健センターで実施している大人を対象とした健康診査の概要、5ページは保健センターが実施しているものを含めた吹田市の母子保健体系図、妊娠中から就学までの子どもを支援している概要でございます。

まず、保健センターの役割でございますが、地域保健法の第18条に、市町村は保健センターを設置することができるようになっており、住民の方に対して健康相談や保健指導、健康診査、その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設と位置付けられております。

保健センターは市町村が設置する施設となっており、吹田には別に吹田保健所もあるのですが、保健所は都道府県、政令指定都市、中核市が設置することになっておりまして、吹田保健所は大阪府の施設になります。保健センターがどちらかというと住民の方に身近な健康診査や健康相談、保健指導に対して、保健所はもう少し広域的で専門的な事業を実施するということになっております。具体的に言いますと、保健所は難病の患者、精神の患者、感染症などを業務とする施設となっております。

保健センターの具体的な事業につきましては、健康増進法の第4条に規定されており、健康増進実施者ここでは市町村のことを言うのですが、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要なことを積極的に推進するよう努めなければならないと規定されております。

吹田市において具体的な事業で言いますと、今年の3月に健康すいた21（第2次）というものを策定しております。健康すいた21（第2次）では健康寿命の延伸と、生活の質（QOL）の向上が基本目標になっておりまして、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯と口腔の健康に関する生活習慣の改善が特に重要な課題であるとまとめさせていただいています。健康すいた21（第2次）は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画になっておりまして、それぞれの重点項目について、5年後の目標値を設定し、行政がすべきこと、市民の皆様がそれぞれ努めいただきたいこと、団体や組織が頑張ってもらいたいことをそれぞれまとめております。

具体的に保健センターの事業についてですが、保健センターは市の南部、出口町に昭

和62年に設置され、平成24年9月に南千里駅前の千里ニュータウンプラザの4階に南千里分館を設置しております。南千里分館にも保健師を常駐させて、北の拠点と南の拠点として健康診査や健康相談、育児相談に対応しております。

成人保健関係についてですが、今の一番の課題としましては、一つは生活習慣病対策、特に糖尿病の重症化予防が吹田市の健康課題の一つになっております。これは吹田市の国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方を対象に国保検診をしており、受けられた方のデータを見ますと、糖尿病に関するデータが大阪府や国と比べて少し悪い状態になっております。また吹田市の死因別の死亡者数を見ましても、大阪府に比べて糖尿病で亡くなられている方が少し高くなっておりますので、まずは糖尿病の重症化予防が一つ健康課題になっております。

○会長

業務概要を5分以内で説明していただくことになっておりますので、男女共同参画に関係することを手短にお願いします。

○岸保健センター参事

成人保健関係ではがん検診等をやっておりますけれども、特に女性の健康ということでございますと、子宮がん検診や乳がん検診等が問題になるかと思いますが、たくさんの方に受けていただかないといけないということで、個別案内等を実施して受診率の向上に努めているところでございます。特に検診の関係でございますと、人に関わらずまずは生活習慣病の対策が一番大事なということで、先ほど申しました糖尿病関係の保健指導等に力を入れているところでございます。

次に、母子保健の関係ですけれども、資料の5ページに母子保健の体系図を載せております。母子保健では虐待の発生予防、虐待が起きる前に虐待になるかも分からないという家庭を早く見つけて、虐待にならないように予防していくのが大きな役割だったのですが、それをできるだけ早くするというので、妊娠中からの支援が大事と言われております。5ページでございますと、一番上の妊娠というところに「妊娠届・母子健康手帳交付・妊婦面接相談《利用者支援事業（母子保健型）》」というのが書いてありますが、この4月から実施しようとしている事業でして、10月からは妊娠届の窓口を保健センターと南千里分館の2か所に集約しまして、すべての妊婦に妊娠届の際に専任の保健師が面談をして、生活状況等を確認してハイリスク妊婦を把握して支援するというシステムを作っております。またそれに併せて来年度以降、産前・産後を支援する産後ケア事業とか、産前・産後サポート事業等の検討を現在しているところでございます。またこの間保健センターでございますと、これから父親になる人を対象とした父親育児教室をずっとしているのですが、大変好評でたくさんの申込がありまして、参加できないお父さんもいらっしゃるのので、来年度は少し両親教室のやり方を変えて、希望される方は全員参加していただけるような教室にしていこうかなと思っております。

あと、保健センターで実施しました乳児健診でのアンケートでは、父親が育児にしっかり参画している。母親がアンケートに答えたものですので、かなり主観が入っているかと思うのですが、5年前に比べると父親が育児に協力してくれている人の割合が減っているという状況がありましたので、父親の育児参画を進めていくためにも、保健センターとしてはいろんな対策を講じていきたいと考えているところです。

○会長

それでは質問をしてください。

○A委員

育児教室ですが、たくさんのというようにお伺いしたのですが数字的なものは出ますか。

○岸保健センター参事

父親育児教室のことですか。

○A委員

子育て支援室との連携事業です。

○山野保健センター主幹

父親育児教室というのは、資料5ページの母子保健体系図の妊娠のところにあります妊娠（両親）教室の父親育児編のことです。それに関しては保健センター単独でしています。下の方にあります網掛けの育児教室というのは、これはお子さんが生まれたあとの教室になります。父親育児教室ということになれば、上の妊婦（両親）教室の父親育児編になりまして、毎月1回、土曜日に開催していますが、応募が多くて去年は13回開催しました。妊婦は441人、父親が430人の参加がありました。毎回36組を定員にしているのですがほぼ満席です。

○会長

それは断っているのではなくて受け入れられているのですか。

○山野保健センター主幹

お断りすることが続いて去年は1回増やしました。例えば40組、41組の申込があった場合、キャンセル待ちという形を取らせていただいて、もし来られる方の中で御都合が悪くなった方がいらっしゃったら、キャンセル待ちの方に来ていただくということにして、できるだけお断りのないように努力はしています。

○会長

吹田市で1年間に妊娠される方は何人いらっしゃるのですか。

○山野保健センター主幹

どんどん増えていまして、平成27年度の妊娠届数が3,606人です。出生数そのものは転出入が激しいので、約3,500人ぐらいです。

○会長

他に質問はありませんか。

○B委員

未受診の問題、虐待と子どもの貧困。いろんな意味でここはあくまでも届出があった人をケアするというのはシステム化されているけれども、若年層の妊娠だとか生活困窮は大きな問題と思うのですが、どこのセクションになるのか分からないのですけれども、妊娠届なしでどこかで駆け込み出産してそして逃げて、結局子どもの命がという問題があるので、妊娠されている正確な数の中には待機児童も虐待もそうですが、現れていないのをどのように聞いたらいいか。それを吹田市の場合は何か把握されているのですか。

○岸保健センター参事

病院で出産された場合で妊娠届もされてなくていわゆる飛び込み出産の場合は、医療機関からハイリスクな家庭ということで、住所のある保健センターに連絡はいただいていますので、出産後に母子健康手帳の交付をしまして、地域を担当する保健師が支援をすることができます。ただ、妊娠届もされなくてご自宅で出産された方は、私達も把握

するすがございませんで、一番そこが分かりにくいところではあるのですが、出産に至るまでに妊娠中にどうしたらいいのだろうと、たぶん悩みながら何か月間かお過ごしになられる方がほとんどだと思うのです。妊娠したと調べるのに薬局に行って、妊娠検査薬で調べる方が多いと思いますので、薬局に妊娠して困ったときにどこに連絡したらいいのか。大阪府で妊娠SOSを持っていますので、啓発カードを置かせていただいたり、平成26年度には市内の高校、大学を回らせていただいて妊娠SOSのカードを置かしていただくようお願いしたり、市内の駅で御協力いただいたところには、トイレにポスターを貼らせていただいたりということはやっております。困ったときに相談できる場所があるんだよというのを知っておいていただけるだけでも、本人が御存じなくてもお友達が知っていて、そのお友達が紹介したケースもありましたので、広くそういう相談機関があるのだよというのは周知していかないといけないと思っています。

○C委員

母子保健でお尋ねしたかったのですが、4月から母子手帳の交付が保健センターに変わったということを伺って説明いただいたとおりでと思うのですが、最終的には虐待の防止とかハイリスクな家庭への取り組みとして、妊娠から出産まで継続して保健センターで把握されるという、形としてだんだん整ってきたのかなと思っているのですが、実際のところ現場でこの4月から保健センターで母子手帳の交付ということで、例えば当事者の方の受取り場所が変わったとかということで混乱とかは特になかったでしょうか。

○岸保健センター参事

少し説明不足でしたが、4月からと申し上げましたが、実際窓口を集約しますのがこの10月からです。今はまだ市民課や出張所でも交付しておりまして、既に何人かからは不便になるなということで御意見はいただいております。10月以降は2箇所になりまして、できるだけ待ち時間が少なくなるような対応をとということで、今日も事務所のレイアウト等を考えてやっているところです。御不便をおかけするのは間違いないことで、その分一人一人保健師が面接して、いろんなことを持って帰っていただけるように、来てよかったと思っただけけるようにはしていきたいと思っております。

○D委員

「(仮称)まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議」で、吹田版ネウボラを提案されて、860万円ほどの予算を付けていただいたと聞いているのですが、妊娠・出産包括支援事業ということで挙げていただいていたかと思うのですが、力を入れていただけたらなと期待しております。

男女共同参画からの観点からということで言いますと、まずは妊産婦の面接がこれまでパーセントが低かったと思うので、100パーセント目指してやっていただけたらと思うのですが、あまりに母子だけに焦点を当てていくと、本来フィンランドのネウボラは家族全体を支援するものですので、ネウボラを作られたら母子にばかり拘っていくのではなくて、夫を含めた家族全体の支援という視点をもって制度を大きくしていただけたらなと期待しています。

また、まち・ひと・しごとの方も、計画案の中でも父親の育児参加の促進を挙げていただいていたので、今、話を伺ってお断りした件数もあるというのはとても残念だなと思うので、回数を増やしていただいたということですが、むしろ全体の妊娠届の件数から見れば、両親教室に参加されている割合は低いわけですので、要望があつて初め

て増やすというよりは、もしできればさらにもっとみんな父親教室に参加してもらうように働きかけていただいて、ぜひ父親が積極的にかかわっていくということも第一歩になりますので、そこは開拓するぐらいの気持ちでたくさん開いていただけるといいと思います。

○E委員

先ほど少し仰ったのですが、父親の参画の割合が意識調査で減っているというのを仰っておられたのですが、具体的にどれくらい減っているのかお聞かせください。

○岸保健センター参事

保健センターが実施しました1歳6か月検診で、受けに来られた保護者の方を対象に、平成21年度と平成26年度にアンケートを行いました。父親の育児参画について「よくやっている」と回答した人が、平成21年度が48.6パーセントだったのですが、平成26年度は39.2パーセントに下がっております。全国的に見ても平成21年度は48.8パーセントで、平成26年度は41.3パーセントと全国的にも下がっているのですが、吹田の下がり幅が大きいので、そこは何かしらやっていかないといけないかなど。ただこれについては保護者の方がマルをしておられるので、若干主観も入って厳しめに判断したらそういう答えになる場合もあります。

○会長

出産後の子育てのノイローゼで自殺される方も増えているということで、メンタルケアはどこでされているのですか。

○山野保健センター主幹

一番は医療機関の方から産後鬱であるとかいうことであれば、そのあたりの連絡が来まして、できるだけ早く訪問等を行い、保健師がその中でフォロー等をしています。また何もなくて新生児訪問という中で行ってみると、やはりお母さんが大分しんどい思いをされているなというのを時々見ますので、そういう方にも密に訪問に行くという形で、まずは出産直後というなかなか小さなお子さんを連れて相談に来られるというのは難しいので、保健師がまめに訪問に行くという形でフォローしていくというのがひとつの方法であると思っています。

○副会長

それはどれくらいの件数があるのでしょうか。

○山野保健センター主幹

新生児訪問の件数は、平成27年度延べ253件です。そのあと新生児は生まれてから1か月未満のことですので、1か月を過ぎますと乳児ということになってきますので、その延べが別に1,283回訪問しています。この方すべてがしんどい御家庭ではありませんので、その中で頻回に訪問しているケースが含まれています。特に産後鬱の疑いという中で言えば156件です。

○岸保健センター参事

疑いも含んでですが、新生児訪問のときは産後鬱のアンケートを取ってしまして、点数の高かった方が156件いらしたということです。そのうち多くの方は月日が経って慣れてきてという方もありますし、そのあとずっと支援していかないといけないという方もいらっしゃいます。

○会長

時間になりましたので、質問したいという委員は事務局を通して質問していただくと

いうことでお願いします。ありがとうございました。

(保健センター職員退室、まなびの支援課職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

まなびの支援課の出席職員を紹介させていただきます。小西課長、藤川主査、荻野主査です。では業務概要について説明をお願いします。

○小西まなびの支援課長

資料に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

まなびの支援課におきましては、男女共同参画の意識を高める環境づくりや学習機会の拡充を目指して、関連事業を開催してまいりました。実施事業といたしましては、生涯学習講座等事業において、それぞれの基本方向に沿った取り組みとして、学校単位で組織された主に児童、生徒の父母を中心に、家庭教育についてそれぞれ学んでいただく家庭教育学級というところにおいて「子どもを台所にたたせよう」とか、「家庭でできる明るく楽しい生と性のお話」という題材で講座を行っております。

また平成27年度からはまなびの支援課、旧生涯学習課になるのですが、地区公民館との共催という形で、育児不安の解消と子どものすこやかな成長のための子育て講座を実施しており、その中で「子育てママの防災講座」を開講しております。

続きまして生涯学習市民大学事業におきましては、それぞれの基本方向に沿った取り組みとして、吹田市民大学連携講座、千里金蘭大学との連携講座の中で「女性の文化」の古今東西についての講座が実施されました。また地区公民館と共催で実施しております吹田市民大学特別講座におきまして「東日本大震災の経験から学ぶ防災講座 ～子育てママの視点から～」の講座を、防災に関する連続講座の1コマとして開講しました。その他地区公民館単独の主催講座としまして、男女共同参画センターデュオと連携して「男性のための料理教室」を開催し、地域でも男女共同参画の意識を高める取り組みを行っています。今後これらの取り組みをさらに進めていきますとともに講座の修了生を活用して、平成28年3月に定めました「第3次吹田市生涯学習推進計画」に定める、学んだ成果を活かす循環型の生涯学習の構築にも役立ててまいりたいと考えております。以上でございます。

○会長

では御質問をお願いします。

○E委員

それぞれの教室の回数と参加人数をお願いします。

○荻野まなびの支援課主査

家庭教育学級につきましては現在22学級開催しており、年間約5～10回開催しています。その中でいろんな講座があるのですが、男女共同参画の視点をもった講座というものを開催していただいているのが、今挙げさせていただいているものです。子育て教室につきましては、地区公民館と共催で連続講座を5回開催しております。市民大学講座につきましても、各大学4回～5回の連続講座でございます。

○会長

どこで開催されたのですか。公民館ですか。

○荻野まなびの支援課主査

公民館での共催等で開催させていただいています。

○会長

これは子どもの分ですか。例えば、子どもを台所に立たせようと言ったらこれは大人が来るのですか。

○荻野まなびの支援課主査

そうです。家庭教育学級というのは、保護者が子どもをどのように育てていったらいいのかということ学ぶ場として開設しておりまして、保護者が対象になっておりますので子どもはいないですが、どういうふうにして子ども達を台所に立たせて、小さい頃から男女ともに料理を作ったり、食を作る大切さを伝えたりするために保護者のための講座にしております。

○会長

講座の人数と、何人参加されたのですか。

○荻野まなびの支援課主査

合同講演会として開催し、メイシアターの中ホールで実施しました。参加者は350名でございました。

○F委員

家庭教育学級は22学級で、年5～10回というのは何人ですか。

○藤川まなびの支援課主査

延べ参加人数が約4,900人です。

○B委員

家庭教育学級は基本的に、各小学校のPTAがそれぞれ独立してされているのは変わりないですね。その時に例えば、毎年家庭教育学級をされている人が悩まれるのは、何をテーマにするとか誰を呼んだらいいかということで、毎年同じようなことで呼びかけては参加者も劇的に多くなるわけでもなく、ある程度少人数で粛々とされているのが実態だろうと思うのです。ときどき大きな講演会をされると参加者も増え、その中で例えば生涯学習のこと、まなびの支援課としてテーマ設定に対するポイントとしてこういうテーマを入れていこうとか、入れてほしいという要望とかを言ってらっしゃるのか、何でもいいですからそれぞれで考えてくださいということなのか。もう少し意識的なテーマ設定があってもいいかなと毎年思うのですが、同じようなテーマがあるなと思います。

○荻野まなびの支援課主査

それが課題だと思っております、毎年、年の初めに開設事務連絡会をするのですが、保健センターや人権平和室の職員に来ていただいて、出前講座でこういったことがありますよとか、男女共同参画センターの方にも来ていただいたりしながら、市役所の出前講座もありますよとかそういったことをして情報提供を務めさせていただいております。また現状としましてはまだまだ男女共同参画に視点を持った講座や、もっと踏み込んだ家庭教育に関する講座内容というものが必要だと事務局としても考えておりますので、今後も開設事務連絡会や情報交換会でどんどん情報提供をしていきたいと考えております。

○藤川まなびの支援課主査

一点補足させていただきますと、先ほど課長の小西からも申し上げました第3次生涯学習推進計画の中において、これまでの市民教養型の生涯学習から脱却をし、吹田発の

新しい生涯学習、新しい時代の新しい生涯学習、すなわち現代的課題を取り入れた学習を推進、さまざまなステージで進めていくことを目指しております。先ほど荻野の方からも申し上げましたけれども、家庭教育学級の場においても、例えば親学習ですとか、性教育の話、情報教育、スマートフォンやインターネットの脅威の話など、これら現代的課題も含めてやっていただきたいということで、各家庭教育学級に情報交換会などの場や説明会などを捉えて、積極的に情報提供を進めていき、なるべくそれを取り上げて行っていただきたいということで働きかけを進めているところでございます。現代的課題という視点につきまして補足させていただきたいと思っております。以上でございます。

○F委員

全体の人数をもう一度教えてもらえますか。子育て教室が連続5回講座で何名参加ですか。

○荻野まなびの支援課主査

平成27年度につきましては、延べ参加者数が81名でございます。1回15名ほどの参加で、延べ参加者が81名でございます。

○F委員

吹田市民大学の大学連携講座「女性と文化」の古今東西は何名の参加ですか。

○荻野まなびの支援課主査

延べ参加者数482名でございます。

○F委員

市民大学特別講座の参加者数は。

○荻野まなびの支援課主査

市民大学特別講座につきましては、平成27年度が山二地区公民館が延べ148名、北山田地区公民館が延べ62名、片山地区公民館が延べ54名でございます。

○F委員

男性のための料理教室も同じぐらいですか。

○藤川まなびの支援課主査

吹田市の公民館は29館ございまして、シリーズものとして連続講座でやっているところもありますし、単発の講座でやっているところもあります。公民館での男性のための料理教室の参加者数は出しておりません。

○会長

公民館では10人位しか入れない。公民館は29館あるのですけれど、非常に熱心な公民館と開催させてくれない公民館があります。公民館はほとんど市民の会が押さえられていて、公共のためにやられているというよりも市民の方が使っておられて、男性のための料理教室は毎回満員で、5回ぐらいしか開催していないと思っております。

○畑澤男女共同参画センター所長

延べで言うところ3年ぐらいになると思うのですが、5回ということはないと思うのですが、平成27年度については、東佐井寺地区公民館、南千里地区公民館と山五地区公民館ということです。

○会長

トータルで29も行っていないです。半分も行っていないですよ。

○畑澤男女共同参画センター所長

はいそうです。半分ぐらいですね。

○会長

これに関しては温度差が非常にあります。子どもを台所に立たせるよりは親子教室をやった方が早い。そういう具体的なことをもっとやっていった方がいいのではないのかなと思います。教える男性が30人以上おられて、要請があればすぐ行けるようになっています。

○A委員

例えばなんですが、狭いから10人位しか入れないところもあって、公民館ではなくて小学校の料理教室を確保してもらうとかは難しいのですか。

○会長

小学校は小学校でいろいろ規則がありますので。

○A委員

それではあぶれる人もいらっしゃるのですか。

○会長

今は抽選するぐらいになっています。

○B委員

例えば家庭教育学級が主体になって連携をすれば講師は公民館から。子どもと一緒にだったら放課後の親子教室とかでいろいろな方法ができると思うのですが、セクションがそれぞれで、横の連携がないところが残念なところなので、もう少し連携プレーができると思うのです。

○C委員

いずれも内容をお聞きしたら、素晴らしい取り組みをされていると思うのですが、正直、参加者の方がその割には少ないのが気になるところかなと思うのです。私も地域の公民館をよく利用させていただいているのですが、まだまだ敷居が高く感じていらっしゃる方もおられるでしょうし、こういった講座とか普段の公民館の活動、それから今までの事業もそうなのですが、なかなか皆さんに浸透していない面もあるのではないかなと思うのです。せっかく良いことをなさっているのに、広がりが出ないというのはちょっともったいないかなと思いますので、そういったところで参加者の増加に向けてなさっていることだとかあればお聞かせいただきたいのですがいかがでしょうか。

○小西まなびの支援課長

公民館の講座の開催につきまして、館長が推薦した地域の方で、公民館の企画運営委員が16人ないし18人いらっしゃいます。その委員と館長との合議で、どういう講座をやるかを決めているのが現在の吹田の公民館の方式となっています。

先ほど藤川の方から申し上げましたように、現代的な課題についての講座をもっとやってほしい、趣味教養に偏ることなくということで、企画運営委員が集まる企画運営会議に我々職員も出席させていただいて、研修というほどではありませんが、男女共同参画センターからご案内いただいた男性料理教室を始めとして、そういう現代的な課題に関する講座をもっと実際に各館で行っていただきたいという働きかけを一昨年からは始めています。実態としては教養についての講座というのが、徐々に割合的に減りつつあるのが事実ではございますが、それでは男女共同参画の講座が増えていくと言われても、あまり増えていない面もございますので、そこについては我々職員がまた各公民館の企画運営会議等に入った折に、こういう講座をぜひ行っていただきたいということは繰り返し説明させていただきたいと考えております。

○D委員

質問というより要望なのですが、まなびの支援課はいろいろなことをやらなければいけないと思うのですが、男女共同参画への貢献ということでも、ある意味発信することができるという点ではとっても大事な役割を持っておられると思うのです。その取り上げられるテーマの内容、それから対象者、やはり一般的には生涯学習で公民館に来られる方は女性が多いかと思いますが、そこに男性に来ていただいて、そして育児とか介護の講座とかそういうものを積極的にやっていくとか、できれば男女共同参画の観点でも、まなびの支援課が大事な役割を負っておられるということをぜひ考えていただいて、こちらの方からある程度方向性を出されて、こういう点でやっていくことが必要なのでこういう講座をやっていこう。そのためにはこういう対象者にもっとこういうところに出かけて行って声をかけようとか、そういうことをぜひ考えて男女共同参画の一部を担っていただけたらありがたいなと思っています。よろしくお願いします。

○G委員

家庭教育学級の2つの講座は22学級すべてで開催されたと理解していいのですか。

○荻野まなびの支援課主査

上段の「子どもを台所にたたせよう」は合同講演会ですので、すべての家庭教育学級が合同で開催したものになりますので学級数は22となります。下段の「家庭でできる明るく楽しい生と性のお話」は助産師に来ていただいた講座ですが、とても分かりやすくお話ししてくださるということで、4学級でこの助産師を呼ばれております。

○G委員

講師の先生は同じ先生ということですか。

○荻野まなびの支援課主査

同じ先生です。

○G委員

下の「家庭でできる明るく楽しい生と性のお話」は、通算4回開催されているということですか。

○荻野まなびの支援課主査

それぞれの家庭教育学級ということで、4学級で開催されています。

○G委員

合同講演会は1回ですか。

○荻野まなびの支援課主査

年1回です。

○G委員

家庭教育学級は平日のお昼の時間帯に開催なので、働くお母さんは全く参加ができませんね。せっかく面白いテーマをされていては、参加できないなと思ったのと、確か通年で申し込まないといけないのですね。この講座が面白いからこれだけ行こうという取り方は、確かできなかったかなと記憶しています。

○荻野まなびの支援課主査

学級にもよります。学級によりましては、この講座だけ参加したいということを認められているところもあります。

○G委員

そういうことからすると、まずその時点でお父さんと働くお母さんはほぼ参加はでき

ない学級になってしまっているのです、分類の仕方というのを今後の在り方としては検討していただけるかもしれないかなと思いました。

○会長

29の公民館は、それぞれで計画を立てておられると思うのですが、そこに男女共同参画の視点をということ、各公民館にもう少し指導していただければと思います。

それでは時間となりましたので、次の意見聴取を行います。

(まなびの支援課職員退室、生活福祉室職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

生活福祉室の職員を紹介させていただきます。中村室長、大市参事、前田主幹です。では業務概要について説明をお願いします。

○中村生活福祉室長

本日はよろしくお願ひいたします。生活福祉室の業務内容につきまして説明させていただきますが、特に御指示をいただきました生活保護制度につきまして概略を説明いたしまして、その内のひとり親家庭、特に母子家庭に対する支援、子どもの貧困に対する福祉事業を重点的に説明させていただきます。それでは担当の方から説明させていただきます。

○大市生活福祉室参事

生活保護につきましては、生活保護法に基づく被保護者に対し、憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。大きく分けて、まず経済的な支援をするのが一つ、もう一つが相談に応じて必要な助言と自立に向けての支援をする。この二つがメインとなっております。

生活保護を受給するに当たりましては、本人又は家族の方から申請をしていただきます。そして生活保護を決定して開始になりましたら、国の定められた基準というのが、住んでいるところ、家族構成、年齢により基準が定められておりますので、その基準を下回った収入である場合保護の適用となります。保護の適用の前、例えば生活保護の最低生活費が10万円として、収入がない場合は10万円が生活保護費として支給されますが、お仕事ととかされて5万円の収入が有るといふ御家庭でしたら、差額の5万円を支給するという形になります。それを補足性の原理と言ひまして、同じ世帯員で受けていらっしゃる方でも、いわゆる保護費として出すのは御家庭によって違ふということになります。

続きまして生活保護の動向として、吹田市の生活保護世帯が5月末現在で4,400世帯、人数として6,103人です。人口千人当たりのパーミルで見ますと、日本全国では16.90%、大阪府は33.37%、吹田市で16.18%となっております。生活保護世帯の動向として、平成20年のいわゆるリーマンショックが起きました時は、稼働年齢層のいる稼働世帯の増加が非常に多かつたのですが、今は稼働世帯の増加は落ち着いており、高齢世帯が増加傾向となっております。

続きましてひとり親、特に母子家庭に対する支援として、生活保護の制度としましては、ひとり親家庭に対し、最低生活費に対してひとり親への加算という母子加算がございます。金額は記載しているとおり金額となっております。

ひとり親家庭だけではございませんが、子どものいる家庭には次に説明させていただきます。

きます子どもに対する支援というのをさせていただいております。ひとり親家庭が使えるいろいろな制度がもし御利用していないとか、分からないということがございましたら、御活用できるような支援をさせていただいております。

続きまして子どもの貧困に対する事業の説明をさせていただきます

○前田生活福祉室主幹

引き続き子どもの貧困に対する事業ということで、2事業を説明させていただきます。

まず、子ども健全育成生活支援事業ですが、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、子どもの成長段階に応じた適切な支援、御家庭への支援を行うことで子どもの健全育成と世帯の自立促進を図ることを目的に、平成25年7月から生活保護世帯を対象として行ってきました。平成28年度からは、生活保護世帯以外の生活困窮者世帯も含めて18歳までの子どもとその保護者を対象としています。

次に子どもの学習支援教室事業ですが、御家庭の事情で進学が難しい子どもに対し、高校進学のための学力向上を図ることを目的として、今年の8月から委託方式で子どもの学習支援教室を実施しています。対象者は中学1年生から3年生までの生活保護世帯、生活困窮者世帯の方を対象としております。市内2箇所で開催してございまして、定員は概ね30人、1箇所あたり15人程度となっております。1回の時間は2時間、週2回ということで実施させていただいて、参加費は無料となっております。以上でございます。

○会長

ここはいろいろとご意見のあるところですのでどうぞ。

○H委員

母子家庭はダブルワークで働いても、収入が10万円にならない人が多いのです。1日フルタイムで働いている人はいいけど、2時間、2時間とか単発で働いている人のデータを取ったら、年間収入で80万円、100万円位です。国民年金の場合、多くても収入は7万円位です。生活保護の人の方が金額は多いので、納得できないとあちらこちらから聞きます。母子家庭の中にもいるのですが、体の調子が良くないということもあるのですが、診断書を出したら生活保護がもらえる。一般の人もそうですけれど、気楽に考えていろいろな人がいます。一生懸命働いて子育てしてそれでも生活基準に満たない。足らずを生活保護から受ければいいと言っています。その間の分を受けて、返せるようになれば返せばいいからと。それでも生活保護を受けないで頑張っている人もいます。

いろいろデータを取ると、本当に矛盾を感じるばかりです。私の住んでいる所が、高齢住宅で高齢者ばかりです。国民年金で4、5万円の方もいます。5年先、10年先どうなっていくのだろうと思います。生活できなかつたら生活保護を受けられるからといって、国民年金を掛けていない人もいます。それもおかしいなと思うし、納得できないといろんな声を聞きます。御主人がいなくなったら生活できないとか、家賃も払えないと老後の不安を感じている人が多くいます。出来る範囲でお手伝いしても、ボランティアをしている者が高齢者で、若い人の面倒を見ないといけない。これから先のことを考えたら、自分のことではなしにどうなっていくのかと自治会でも言っています。生活保護も不正受給者が多いので、市できちっと対策をしてほしいと思います。一生懸命働いている人のために、不正受給をしている人の保護を考え直してほしいです。一生懸命働いている母子家庭の人の声を聞いても、どうしてあげることもできない。市役所に掛け

合っても、お金が全て無くならなければ受けられないし、生命保険に入っている生活保護を受けられない。いろんなことに矛盾があり、どうなるのだろうかどうしたらいいのかと思います。

○会長

国の方針のことは無理なので、吹田市で補えるところがあれば質問していただけたらと思います。

○大市生活福祉室参事

ひとり親の施策はいっぱいあるのですが、できるだけそれを使われて、生活保護は最後のセイフティーネットと言われているものですので、使えないときには一度御相談をいただければと思いますのと、例えばこの人は受給できないけどよく似たケースでも人によって事情が違うので、受給できるときもあるので一度御相談いただいてもいいかなと思いますのでよろしくお願いします。

○C委員

吹田市のケースワーカーの人数を教えてください。

パーセンテージは全国平均16.9%に対し、吹田市は16.18%ということでやや低い。大阪府下では低い方かなと思うのですが、よくお聞きするのは、ひとりのケースワーカーが担当されている保護世帯が多くてなかなかかかっていうのを聞くのですが、吹田の実態はいかがなものでしょうか。

○大市生活福祉室参事

ケースワーカーは39人です。

○G委員

3つ質問がありまして、一つ目ですが、生活保護世帯の類型で、高齢者世帯48.2%、母子世帯8.6%ですが、その他の障がい者世帯、傷病者世帯、その他世帯内訳も教えてくださいいただけますか。

○大市生活福祉室参事

平成27年度の実績になりますが、高齢者が48.2%、母子が8.6%、障がい者が14.4%、傷病が20.2%、その他が8.6%になります。

○G委員

二点目の質問ですが、子どもの貧困に対する事業の子ども健全育成生活指導員による支援は、具体的にはどんな支援をされているのですか。

○前田生活福祉室主幹

吹田市の場合非常勤職員3人で実施しているのですがけれども、様々な困難を抱えている御家庭も多いので、家庭訪問を含めて家庭の状況を把握させていただいて、例えば朝ごはんを食べていない世帯があれば、きちんと食事をするところから始めましょうと注意をしたり、進学の際の奨学金の御案内をさせていただいたり、日常生活に入り込んで支援していくということから始めています。親御さんに対する子育てに関する悩み相談とかそういうこともやっています。

○G委員

非常勤3人で、何世帯、年間延べ何回回っているのかという統計は取られていますか。

○前田生活福祉室主幹

全部の世帯を回っているわけではございませんが、一人30件ぐらいは回っています。

○G委員

学習支援教室事業の定員30人ということですが、満席ですか。

○前田生活福祉室主幹

8月に実施した時には15人ずつは埋まっていなかったのですが、現在は新しい方も含めて登録自体はほぼ満席になっています。

○G委員

毎月募集をして更新をかけるような感じですか。半年単位とか一年単位ではなく。

○前田生活福祉室主幹

実情は全員が生活保護世帯になりまして、担当のケースワーカーが声掛けをします。その時に参加してもいいなという世帯が申し込みされますので、全世帯でいうともっと多いのですが、3年生で両方ともほぼ埋まっている状態です。

○G委員

市内2箇所は具体的にどこでされているのですか。

○中村生活福祉室長

北部で1箇所、南部で1箇所ですけれども、積極的には正確な場所は控えているのです。

○G委員

学校校舎を借りているのですか。

○中村生活福祉室長

公共施設でしております。生活保護を受給しているというデリケートな部分がありますので、募集のときにも北部と南部ということで、具体的な場所につきましては、そういったことで生活保護を受けてらっしゃる御家庭だというのが分かる懸念があるという御意見をいただいているので、実際御相談のあった方にはもちろんですけれども、募集する段階においては具体的な場所はできれば控えさせていただきたいと思います。

○H委員

直接は言ってくださっているのですね。生活保護を受けてらっしゃる方に、こんな学習支援があるよということをちゃんと連絡してくださっているのですね。

○中村生活福祉室長

今も申しましたけれども、ケースワーカーが対応しておりますので、その中で中学2年生、3年生のいらっしゃる方、御希望されるかどうか、成績状況とか個人の状況とかを御相談、加味したうえで御家庭の御意向を聞いたうえで選定しております。

○大市生活福祉室参事

中学3年生を優先させていただいておりますので、いっぱいになると低学年に声を掛けていないということになってしまいます。

○H委員

場所がどこかなと聞きたかったのです。やっぱり言ってあげたいので。

○G委員

週に2回ということだったので、通塾できない地域の方とかで、2箇所が固まっていないかなという確認をしたかったのです。

○大市生活福祉室参事

先ほどのケースワーカーの人数ですが、39名と申しましたが38名です。申し訳ございませんでした。

○A委員

公共施設を使っているということですが、対象の方がそこまで行くのに交通機関がなければ送迎とかそういうものは。

○大市生活福祉室参事

来ていただくのは自分で来ていただいているのですが、生活保護の場合、交通費が掛かるようでしたらそれは保護費から支援できますので。それがどうしてかと言うと、通えなくならないようにということです。

○D委員

被保護世帯の世帯類型については今教えていただいたのですが、男女比も分かりますか。母子世帯はもちろん全員世帯主は女性かと思うのですが、高齢世帯の内の男女比は。

○大市生活福祉室参事

男女比は出してないです。

○会長

それでは後日提出してください。

○副会長

私もお伺いしたかったところはそこなのです。男女比がどうなっているのかっていうのは、特に高齢者世帯が増加しているところなのですが、おそらく女性の割合が高いのではないのかと思いますので、そのところをお願いします。他のカテゴリーについても男女比をよろしくをお願いします。

○D委員

世帯の男女比は分からないということなのですが、課で活動しておられて貧困世帯で吹田における何か男女という観点から見た特徴ですとか気づかれるようなことがもしあったら、どんなことでも構いませんので教えてくださいませんか。

○大市生活福祉室参事

ひとり親家庭は母子家庭が多いとかはございますが、高齢の方もやはり生活が女性の方が割と安定しているのかなと思ったりはしますが、今はいろいろな支援がありますので、男性だから特にこうということはないです。

○D委員

吹田の傾向みたいなものを気づかせてくれるものをもう一つお願いできますか。

○前田生活福祉室主幹

ひとり親世帯に言及すると、全国で比べたときに高いかなということを一つは見られるかと思います。保護世帯の男女比で特に目立っているかと言うと、それはないと思います。

○I委員

保護の補足性の原理を改正する動きはないのですか。

○大市生活福祉室参事

国の制度ですので、特に今のところ大きく変えるということはないです。

○会長

いろいろご不満はあると思いますが、国でやれることと吹田市でやれることがありますので、吹田市でやれることをご質問いただいた方がいいかと思います。

○副会長

先ほどの、子どもの学習支援教室事業に来られている学生の男女比についてはどうですか。

○中村生活福祉室長

後日参考資料として提出させていただきます。

○会長

個別の質問は事務局を通してできますので、ある方は事務局までお願いします。それではどうもありがとうございました。

(生活福祉室職員退室、障がい福祉室職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

障がい福祉室の職員を紹介させていただきます。米崎主幹、川見主査です。

それでは障がい福祉室の業務概要について説明をお願いします。

○米崎障がい福祉室主幹

障がい福祉室の事業概要について説明させていただきます。

障がい福祉の大きな特徴としまして、児童福祉と高齢者福祉と比較して考えたときに、児童福祉は0歳から18歳までを主な支援の対象としています。一方高齢者福祉については、主に65歳以上から亡くなるまでを支援の対象としているという限られた時期を対象としているのですけれど、障がい者福祉だけは生まれてから亡くなるまでという長い期間、一生涯を支援していくというようなところが障がい者施策の大きな特徴となっております。お配りしている資料でも、最初に吹田市障がい者計画の基本理念を書いています。住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らせるまち吹田ということで、これもこのような特徴を捉えたもので、生まれてから亡くなるまでライフステージを通じて切れ目のない、谷間のない支援体制を目指すものとしています。ただ、それだけ幅広い支援になりますので、業務も多岐にわたっているというのが大きな特徴です。

業務について次に一覧を載せています。庶務グループは、庶務全般を扱うところで、事業を直接扱っているところではないのですが、吹田の北部、阪急山田駅から少し北に行ったら、あいほうふ吹田という吹田市の施設があります。ここは最重度の障がいのある方が日中活動の場として、60名の方が通われている施設となっております。

給付グループは、障がい者手帳の発行や障がい者医療の助成です。重度の障がいの方については、病院に行くことが多いということで、風邪をひいたとか歯医者に行ったとか一般的な病気に対して医療助成をすること、自立支援医療については、障がいの程度を維持したり軽減したりというような目的の医療を受ける時の助成です。ひざ関節にボルトを入れる手術をしたとか、心臓のバイパス手術をしたというのはよく聞くと思うのですが、そういう手術の費用に関するものであったり、精神科の通院で病気が進まないようにというような形での通院の補助であったり、そういうのが自立支援医療です。日常生活用具というのはベッドであったりとか、補装具でいえば車いすであったりとか、そういうベッドや車いすの給付であり、特別児童扶養手当、特別障害者手当等につきましては、金銭的な給付、手当が給付グループの仕事となっております。

○会長

すみませんが、男女共同参画に絞ってお願いします。

○米崎障がい福祉室主幹

男女共同参画との絡みで言いますと、一番下の基幹相談支援センターの業務が障がい福祉につきましても、総合的な拠点となる相談支援を実施するようなセンターとなっております。ここに障がい者の虐待防止センターを設置しておりまして、男女共同参画との連携で言えば、DV相談であったりとか、DVの家族の中で障がいがある方がおられたりしたら、障がい者虐待防止センターと連携して業務をしたりというような形で協力しております。資料2としまして、障がい者の虐待状況等のデータを記載しております。以上です。

○会長

それではご質問をお願いします。

○D委員

資料裏側のデータのところですが、男女比を分かる範囲で、いただいているものについて教えていただきたいのですが。

○米崎障がい福祉室主幹

手帳所持者の男女比ですか。

○D委員

はい、その他に虐待状況につきましても。

○会長

裏の資料ですか。

○D委員

はい裏の方です。

○会長

もし今すぐ出なかったら後日に。

○米崎障がい福祉室主幹

調べます。男女ではないかもしれないです。

○川見障がい福祉室主査

出すことは可能ですが、一般的には障がい福祉室から事業概要とか議会の説明に出す資料の中には、男女別にといいデータがないような状況で、今回公式資料として出してきたので、もう一度確認を取ります。

○会長

男女の比率を出すことから始めていただかないと男女共同参画にならないのです。偏りがあつたときにどうするかということですから。例えば、女性が多い障がいだと、トイレの問題とかがありますからね。男女比は出してもらわないと。今でなくていいですから。

○G委員

基本的な質問なのですが、分類の中に身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳ということで3つの枠がありますが、療育手帳について教えてください。

○米崎障がい福祉室主幹

療育手帳は知的障がいのある方を対象にしたものです。精神障がい者保健福祉手帳の方にも知的な障がいの部分はあるのですが、そのうちの療育手帳というのは、先天的、発育段階の中で知的な障がいがあった方を対象にしているというのが療育手帳です。

○G委員

2点目の質問なのですが、資料1の障がい者手帳所持者の推移の数を見ていると、平成22年度と平成26年度を比較すると、人口総数は1.03増えている、身体障がい者が1.08、療育手帳が1.19、精神障がい者手帳だけ1.41と少し増加率が高いと思うのですが、何かそのあたり担当の部局として感じられていることがあれば教えていただきたいと思うのですが。何かこういう傾向、原因にこういう傾向が見られるとか、それこそ男女比で何か傾向が見られるのなら教えていただきたいと思います。

○米崎障がい福祉室主幹

精神障がい者手帳につきましては、この3つの中ではかなり新しいものであるのと、やはりなかなか偏見が強いものがありまして、手帳を取るというのがイコールレッテルを張るというようなイメージが強い中で、それが段々と啓発が進んで行って、福祉サービス利用というような目的を持って取るものだということが少しは広まってきたのかなというように感じています。

○G委員

特に男女差とかいうものは感じられないですか。

○川見障がい福祉室主査

手帳の取得について、御相談がよく障がい福祉室の基幹相談グループに入るので、その時にはもちろん男性の方から手帳を取った方がいいのかというような相談もあるのですが、気になっているのは女性の方からの相談で、例えば御家族や御本人が、手帳を取ることで結婚に影響するのではないかと、そういうことをおっしゃる方もまだまだ多くいらっしゃいます。ただ手帳については、御本人様の障がいがあるということを証明するものになりますので、見せたい時に見せるものですというような御説明もさせていただくのですが、相談の中で、女性については特に結婚とかいうことを仰ったり、これから息子が結婚の適齢期なので、相手の家族にそういう方がいるというような御相談も御家族から受けております。

○C委員

先ほど仰ったように、障がい者福祉というのはその当事者の方の一生を通じてライフステージの中でずっと関わっていくものですという御説明をいただいたのですが、やはり同じようにその長い人生の中で、第一次成長期だとか第二次成長期を迎えられたり、それから相談支援業務のところで御説明いただきましたけれど、例えばDVの被害に遭われていたとかそういった場面が出てこようかなと思うのですが、そういった相談を受けられるとき、当事者の方が相談を受けられるときに、障がい福祉室としては特に当事者の方へは男女共同参画の視点から何かこういった配慮をされているだとか、こういった工夫をされているだとかいうのがございましたら教えていただきたいと思うのですが。

○川見障がい福祉室主査

男女共同参画の視点と合うのかどうかわかりませんが、DVに関係した障がい者虐待通報も多くありますので、被害者の女性の方のところに訪問に行く時には男性職員ではなくてやはり女性職員が行かせていただくとか、御主人にお話を聞きに行くというのは、DVと違って障がい者虐待の場合は加害者からも確認調査ということをさせていただきまますので、その時にも女性が行った方がいいのか男性の方がお話をしやすいのかというのは、大分気にしながら担当させていただいているところです。ただ人によって男性が行く方が話しやすいという方と、そういうのは女性にとおっしゃる方とそれこそいろいろ

ろなので、ケースバイケースでそのケースに応じて対応させていただいているところ
です。

○会長

女性の障がい者に対しては性暴力のないものと思うのですが、そういう事例とか防止
はどうなのですか。特に発生してないのですか吹田では。性的暴力は被害者になりやす
いですけども。

○川見障がい福祉室主査

性的虐待で通報がないわけということではございません。

○会長

そんなにないわけですか。

○川見障がい福祉室主査

件数的には虐待の類型は児童虐待ですとか高齢者虐待と同じなのですが、性的虐待の
通報件数自体は一番少ないです。

○会長

それは隠れているわけではなくてということですか。

○川見障がい福祉室主査

虐待として通報があった分のみを障がい者虐待防止センターでは把握していますので、
その中で性的虐待を受けたという通報については、他の身体的虐待ですとかネグレクト、
経済的虐待、心理的虐待に比べてはるかに少ない状況です。

○G委員

資料2の一番左の欄の養護者、福祉施設従事者、使用者というのは、通報者の主体の
属性ですか。

○川見障がい福祉室主査

これは虐待をする人が誰なのかということで分かれております

○G委員

加害者の属性ですか。

○川見障がい福祉室主査

障害者虐待防止法で3つに分かれておりまして、養護者の虐待というのが御家族です
とか、本人の同居していなくてもお金を管理していらっしゃる親戚の方だとかそういう
方が養護者に入ります。施設従事者というのが、福祉施設従事者、障害福祉施設従事者
等による虐待になりまして、例えばヘルパーですとか作業所の職員ですとか、入所施設
の職員とかショートステイの職員とか、障害福祉サービスに従事する人からの虐待です。
使用者からの虐待というのが、児童虐待、高齢者虐待ではないものになるのですが、障
がい者の方が働いていらっしゃいますので、その就業先で受けている虐待ということに
なります。

○G委員

資料2は、身体的虐待、性的虐待内訳と虐待認定数が合わないのですが、ひとりの人
が複数やっているという理解ですね。

○川見障がい福祉室主査

はい、重複がございますので。

○D委員

資料2の性的虐待ですが、福祉施設従事者からの虐待ケースについて、明らかになっ

ているものだけでも2件というのは重いものだと思うのですが、こういったケースに対して、市ではあつどのような対応をするのでしょうか。

○川見障がい福祉室主査

障害者虐待防止法のスキームとして、虐待を行った人に対する罰則規定であるとか、そういうものがあるわけではないのです。虐待を通報、受理して認定したあとは、その施設に対する指導権限があるところに報告をさせていただいて、そこから権限行使をするというような手順になっておりますので、その施設を指導する権限のあるところに報告書を出させていただいて、そこから適切な指導が施設に対してなされたという状況です。

○G委員

警察に通報はするのですか。

○川見障がい福祉室主査

ケースバイケースです。

○米崎障がい福祉室主幹

虐待防止センターの一番の任務は、そういう状態を取りあえず無くすということまでです。あと、虐待をしている人に対しての罰だとかというのは、然るべき関係機関で我々ではない。最初にするのが、その状態を取りあえず無くすと、起こらないようにするということです。

○D委員

起こらないようにするためには起こった状況を把握し、それに対して防止するためにどういふことをするのかということを考えられるわけですか。

○米崎障がい福祉室主幹

取りあえず起こらないように、起こっている状況でそれ以上被害を拡大しないように隔離をしたりします。それ以降起こらないようにするということについては、きっちりと指導権限がある事業所に引継いでしていただくということになっています。

○D委員

指導権限があるところというのは、具体的にはどういふところになるのですか。

○米崎障がい福祉室主幹

それが犯罪行為であれば警察になりますし、施設としてきっちりと業務ができていないということであれば福祉指導監査室という施設指導のところになりますし、それは状況に応じてということですが。

○川見障がい福祉室主査

施設の種類に応じて指導権限のあるところが変わるので。大阪府が指導権限を持っているような事業所の種類もあります。吹田の場合は権限委譲を受けていますので、吹田市の福祉指導監査室が権限を行使するときもあります。

先ほどの男女比の件で御質問がございましたので、障がい者虐待の部分につきましては男女比がすぐお答えできます。平成27年度の方ですが、男性が7名、女性は20名が被害を受けられた方の内訳になっています。虐待をした人は、男性が20名、女性は9名です。虐待者も一人とは限りませんので、一人の被害者に対して複数の人が虐待をしたという場合もございます。障がい者虐待の中の養護者につきましては、養護者が何らかの理由があつて障がい者を虐待せざるを得ない状況になっていたというのもありますので、障害者虐待防止法の中に養護者への支援というのが決められております。それ

については市町村が行うことになっておりますので、男性は男性でも息子さんなのか夫なのか他の親戚なのかというところまでも分析させていただいて、虐待の理由までもきっちり把握して、それぞれケースバイケースで養護者の支援を行っております。

○J委員

虐待の状況を教えていただいたのですが、この場合の虐待状況というのは、本人又は家族とかが申し出た分だけの件数が入っているのですか。

○川見障がい福祉室主査

通報者は本当にいろいろで、吹田警察からの連絡であったりとか、介護保険で言うケアマネジャー、相談支援事業所からの連絡であったりとか、医療機関ですとか訪問看護ステーションからの通報もございます。なのでご本人や虐待をしている側が虐待をしているしていないという認識を問わずに通報は受理しますので、どこからの通報なのかというの、障がい者虐待防止センターでは分析させていただいているところです。

○J委員

通報を受けられたらすぐに対応しているのですか。

○川見障がい福祉室主査

通報を受けますとまず事実確認調査をどういう形ですのかということ、コア会議というのを開きます。そのコア会議で通報内容から緊急性が高いと判断した場合には、すぐに家に行ったりですとか訪問したり、ご本人が通われている事業所にお伺いしたりとかそういう対応をさせていただくのです。本当に何もサービスが繋がってなくて、初めて虐待防止センターに連絡が入るという方もおられますので、そういう場合にはどこか連携できる場所がないかとか、緊急度に合わせてですけれども入る方法を検討してから入らせていただいております。

○A委員

資料の年齢別のところで、65歳以上が約1万人、高齢化社会でおそらくケースバイケースだと思うのですけれども、それ以外に何かありますか。あれば教えてください。

○米崎障がい福祉室主幹

障がいのある方も高齢化の波が押し寄せているということは間違いないのですが、ただ障がい者手帳につきましては、手が動きにくい足が動きにくいとかいうような機能障害ですけれども、老化は入らないのです。年を取って筋力が衰えたから手や足が弱る。それは入らないのです。ですから何らかの病気だとか病気をしてということですので、例えば脳血管疾患等が多いです。やはり最近の医療の進歩等々がすごく影響しているとは思いますが。

○川見障がい福祉室主査

知的障がいの方は、寿命自体が延びてきているというのがあるかなとは思いますが。昔でしたら50歳代とか高齢者になる以前にお亡くなりになる方も、今医療がすごく進歩しておりますので、長く生きることができるようになったので、障がい者手帳を高齢になっても持っている方が増えているという印象は持っております。

○D委員

障がい福祉室では先ほど虐待のことで、虐待しているという観点からすると、福祉施設などにおいても、異性介助みたいなことについては何か吹田市は方針をお持ちですか。

○米崎障がい福祉室主幹

異性か同性かですか。

○D委員

異性介助か同性介助をどのように指示しているのかです。

○米崎障がい者福祉室主幹

差別解消法ができる以前からそのあたりは意識されていますので、差別解消法ができたからとか虐待防止法ができたからということで、同性介助が禁止されたということではなく、昔からかなり現場では意識されているというふうに思われます。

○D委員

吹田では同性介助を徹底しておられる。

○米崎障がい福祉室主幹

徹底というよりも、口やかましく言わなくてもできていると認識しています。

○川見障がい福祉室主査

基本的にどこの事業所も同性介助をしたい、しなければならいという認識は強くお持ちです。ただ放課後等デイサービスとあって、15歳未満の方がいる施設では、小さな子どももいるので異性になる場合もありますし、送迎のときや緊急のときにどうしてもやむを得ずというのがもしかしたら有るかもしれませんけれども。どちらの事業所にお伺いしても、同性介助をしたいのだということは強く伝わってきていると思います。

○会長

どうもありがとうございました。少し時間が過ぎているようですので、次に参ります。

(障がい福祉室職員退室、高齢福祉室職員入室)

○飯尾男女共同参画室主幹

高齢福祉室の職員を紹介させていただきます。千葉参事、曾谷主幹、平井主査、続主査です。それでは高齢福祉室の業務概要について説明をお願いします。

○千葉高齢福祉室参事

高齢福祉室は名前のとおり、高齢者の福祉、介護を担当させていただいております。5つのグループに分かれて業務を行っております。

資料の一番上が地域包括ケア推進グループ。介護保険、高齢者の福祉計画を作るということをやらせていただいております。それプラス介護予防事業など、これらも非常に大きなところを占めております。あと、施設の管理でありますとか、サービス事業所の選定をやらせていただいております。

続きまして生きがいグループですが、こちらはいわゆる元気な高齢者をターゲットとしております高齢クラブであるとか、生きがい関係の様々な取り組み、シルバー人材センターとの関係というのがございます。敬老事業や各種のタクシーでありますとか、はりきゅうマッサージのクーポンもやらせていただいております。

次に高齢支援グループ。こちらにつきましては、ある程度助けが必要な高齢者の方に対して、介護保険以外の様々な福祉のための施策を展開させていただいております。福祉に関する相談でありますとか緊急通報システムなど、様々な介護保険ではカバーできていない介護以外のサービスをやらせていただいております。認知症支援ということで、認知症サポーター養成講座もやらせていただいております。あと、高齢者の見守りあるいは地域包括支援センターと申しまして、高齢者の介護、福祉に関する包括的な窓口ということで市内の各所に設けております。その運営に関しての仕事も携らせていただ

いております。

次の介護保険資格給付グループは、介護保険のいわゆる本体、社会保険としての介護保険の本体の部分といたしますか、一番制度的な部分をやらしていただいております。資格給付グループに関しましては、例えば介護保険の保険料でありますとか、給付ということで介護保険の住宅改修とか、様々な介護給付の仕事をやらしていただいております。

次に介護保険認定グループです。介護保険を利用しようとしますと、要介護認定が必要になります。そのためには訪問調査とか、あるいは専門家によります介護認定審査会を経ないと制度を受けることができません。その仕事をやらせていただいているということでございます。これら全部合わせまして高齢福祉室の業務ということになっております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○会長

それではご質問をお願いします。

○E委員

要介護認定を受けている方の人数を、その中での男女のパーセンテージが分かれば教えてください。

○千葉参事

認定を受けている方は、約1万6千人です。65歳以上の方が約8万5千人で、その中の1万6千ぐらいの方が認定を受けておられる介護が必要な状態の方がいらっしゃいます。男女別で申し上げますと、6割から7割の間で当然女性の方が多いです。その一つの原因といたしまして申し上げますと、一つは女性の方が平均年齢的に長いということがあるので、加齢とともに認定を受けられる方が増えていきますので、その要因というのがあるのですけれども、それプラス、やはり例えばご夫婦とういことを想像した場合に、介護というのは基本的に日常生活全般のいろいろな介助ということになってきますので、その能力というものを考えますと、今は65歳以上の年代ということになりますと、どうしても家事とかに関しては男性の能力はどうしても低いということになりますので、女性の方が介護の必要な状態になれば、やはり公的制度やサービスを利用して、なかなか家族介護だけではとても、逆にできないという状況が出てまいります。やはり女性の方が認定を受けられる方が当然多くなるというふうな状況というのがございます。

○会長

生きがいグループのところですが、ほとんど女性向けですよ。先ほど言われたように男性の60歳、70歳代の方は、自立ができていないから女性の介護もできないので、生きがいグループの中で、男性がもう少し自立できるいわゆる家事ができようにしてあげないと、大変なことになると思うのですけれど。

○曾谷高齢福祉室主幹

生きがいグループの事業自体は、特に男女という区別はしておりません。生きがい活動センターにおきましても、各講座、男女に受講していただいております。また利用される方は囲碁将棋とかで日々利用される方は男性の方が多というのが実情でございます。また生きがい教室のメニューも、確かに女性向けの教室が多い感じがするのですが、フラダンス教室も男性の方に受講していただいております。特に生きがいグループにつきましても、男女という境は付けずに、例えば敬老会は75歳以上の方全員を招待しております。

○会長

来られる方は女性が多いでしょう。

○曾谷高齢福祉室主幹

実際75歳以上になりましたら女性の方の割合が多くなりますので、そういう事情、影響になっております。

○会長

囲碁も将棋もいいのですが、やはり料理とか家事を教えておかないと、本当に大変なことになるような気がするのですが。

○会長

他に何かありませんか。

○副会長

今と関連することですけれども、介護能力で男女の違いがあることを既に御指摘されていますので、その介護能力を高めるため、男性の介護能力を高めるためのメニューで、何か教室を開いたりそういったことが課題ではないかと思うのですが、その辺りはどうでしょうか。

○千葉高齢福祉室参事

高齢福祉が取り組んでいるというわけではないのですが、例えば公民館の事業の中で「男の料理教室」は、男性限定で料理を覚えてもらうという教室ですし、あるいは年齢は下がりますが、教育委員会が小学校で取り組んでいるのは「一食作れる吹田っ子」ということで、朝ご飯でも昼ご飯でもいいから、一食みんな作れるようになろうというようなことがあります。家事を、いろんなことをやっていくというのは生きていく力にも繋がるし、また他者、家族を助ける力にも繋がっていくというようなことで、十分なものになっているかというとなかなかその視点というのが十分に施策に生かされたかというのは難しいところがあるのですが、そういった現状がございます。

○C委員

地域の高齢クラブとかを見ていますと、男性の方の姿もお見受けするのですが、そういうふうに積極的に御自身が地域に出てこられている方は、本当にいろんな場面、高齢クラブに関わらずいろんな場面に、例えば今も仰ったように公民館での事業、世代間交流で昔遊びの実施とか、高齢者の方が子どもさんと囲碁将棋を一緒にされている姿を見るのですが、いろんな形で地域に高齢者の方が出てこられるような、これからアクティブシニアの活用とかいう言葉はよく聞くのですが、お元気な高齢者、特に男性をどうやって地域に引っ張り出してくるかというのが一つの課題かなと思いますので、できたら高齢福祉室の方でそれに向けて何かこういうプランがあるとか取り組みみがあればお聞かせいただきなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○千葉高齢福祉室参事

男性にターゲットを絞ったということと言うと、なかなかこれって言うのが今お示しできるようなものがございません。今後ですけれども、吹田市の65歳以上の高齢者の割合がようやくと言いますか少し納まってきています。ところが、65歳以上の方の中で、75歳以上の後期高齢者の割合が増えてくるということがございます。今、75歳以上の高齢者の方の46パーセントぐらいの人が認定を受けておられます。やはり、75歳以上の人が増えるのは非常に危機なのです。そのために介護保険制度というのは、いわゆるプロのお世話になりましょうという制度ですので、果たしてそれがずっと担い

手を確保しながら、費用も賄いながらやっていけるのかなというところではなく、なかなかそれは難しい。国の方でも担い手の確保をどうしていくのかということなので。そうやってきたら必ずしもプロフェッショナルだけではない、様々な今御紹介の在りましたようなボランティアでありますとか企業でありますとか、いろんな担い手の方がいろいろできる範囲のことで、後期高齢者のことに関わっていただきたい。その中で介護される人もする人も女性ばかりということでは、それはそういう社会ではやっていけないということがあります。確かに仰られるように、その中で担い手をこれからどんどん発掘していく中で、男性の力をどこまで引き出していけるかというのが課題というふうに思っております。

○H委員

高齢者の会の会長をしているのですが、男性女性に関わらず小学校、幼稚園と住んでいる住宅の居住者を呼んで世代交流を開いているのですが、人数が足りないときには、会に入っている男性も来て手伝ってくださるので、割とスムーズに進んでいますが、高齢になってきているので、担い手が少なくなるのが現実です。

○会長

他に御意見ございますでしょうか。

○J委員

吹田市では介護予防教室を、3か月間毎週続けられてやっておられると最近知ったのですが、数年前に大阪市内ではそれを6か月やっているのですが、1回しか受けられないのですね。吹田市もそうですか。その後折角それで元気になられたのに、終わってしまったら元に戻ってしまったというお話を聞いたのですが、吹田市では介護予防教室が終わった後の受け皿というのはどうなっているかをお聞きしたいと思います。それと介護予防教室に来られている男女比もお願いします。

○平井高齢福祉室主査

はつらつ教室という教室を市内で展開しておりまして、高齢者の方に介護予防事業アンケートというアンケートを郵送させていただいて、お身体の状況とかをチェックして返送していただきます。その中で運動器の機能向上が必要という方にお声をお掛けし、地域包括支援センターにもチラシを置かせていただいて、3か月毎週通っていただくという「はつらつ教室」をさせていただいています。一回きりだけではなくて、次のOB会とか、地域での体操教室に繋がっていかなかった場合とかでしたら、半年ぐらいお休みをいただいて、もう一度行きたいとかいうようなご要望には対応をさせていただいております。あと先ほどもご指摘がありましたとおり、通われている間はお友達とも連携が取れたり、外に出る機会もあって筋力も向上するのだけれども、それが終わってしまうと生きがいとか通い甲斐を無くしてしまわれる方がいらっしゃいますので、先ほど申し上げたように地区の公民館でされているOB会にお誘いしたりして、なるべく閉じこもりに再度なられないようにという取り組みをしております。こういった取り組みというのは、身近で歩いて行けるところでたくさんあると、なかなかご自身の将来の介護のこととかまでは思いが及ばないけれども、今日明日のこと、身体を維持していこうということに関しては、身近にそういった通いの場を作るということは、今後の介護保険で先ほども参事がお伝えさせていただいたとおり、互助とか共助、その地域でそういう維持をしていくという方向へ介護保険の制度は向かって参りますので、そういった通いの場を身近な地域でたくさん作っていくことは本市としても計画をしてお

ります。

男女比は、やはり女性の方が多いとは思いますが、少し調べてみます。

○会長

他に何かございませんでしょうか。

○D委員

今、いくつかお話しいただいた中で、介護の担い手の介護職員においてもなかなか大変ということだったのですが、互助というのを言われて大切かと思うのですが、やはり一定の専門性を確保するためにはきちんと専門性を持った介護職員による介護ということはやはり必要なかと思うのですけれども、そういった吹田において、介護職員の養成というようなことにおいて取り組んでおられるようなことがあるのかということが一つと、もう一つはそうではなくプロではない家族介護者の方に対して、その家族介護者の方たちが非常にいろんなストレスの中にあるかと思うのですけれども、そういう方たちに対しての何か横の繋がりですとか、あるいは職員による励ましですとか、そういった家族介護者に対するアプローチというのは何か、家族介護者の大部分は女性だと思うのですが、そういった介護をもつばら家庭内で担っておられる家族の女性に対しての何かアプローチしておられるようなことはあるでしょうか。

○千葉高齢福祉室参事

まず一つ目のご質問で、介護はプロの世界でも大変という話なのですが、人材確保ということにつきましては、根本的には処遇の改善というのが一番必要になってくるというようなことです。これにつきましては市町村独自でということとはなかなか難しいことでございます。これは制度的なものということになりますので、国におきましても介護の人材の確保のための処遇、要するにお金の部分ということで、様々な介護報酬の処遇改善に対する加算でありますとか、そういった処遇があります。今度、国が補正予算を組んで月給が上がるというようなことで、これは全国的な話としてです。大阪府は国からのお金を使いながら、例えば研修の費用を補助することで、そういう資格を持つ人を少しでも増やしていこうというような取り組みをしております。あと市役所は何をしているかという話になってくるのですが、一つはどうしても介護の職場というのがこの頃ネガティブなイメージが非常に大きく報道されたりしまして、そういうことからやはりイメージアップをやっていかないといけないということです。例えば、介護の事業者と連携をして介護フェアをこの11月にやりますけれども、フェアの中で現場というのを来ていただいた方に知っていただいて、仕事としての介護に興味を持ってもらう方を少しでも増やしていく。だからこういうことをやりますよということを実は市内の大学に、このような催しがありますよ、来てくださいというようなことで宣伝とかさせていただいています。なかなか市でできるということが決め手になる特効薬がないのですけれども、そういったことを少しでも介護の仕事に興味を持っていただく方を増やすということも、現在させていただいているという状況でございます。

○平井高齢福祉室主査

家族介護者への支援に関しましては、介護保険制度が始まる時に、介護保険というのは介護の社会化を目指して立ち上げられたものですが、家族の介護を支援しようという制度は今でもいくつか残っております。介護の方法等を直接的にお伝えするというような介護のレクチャーの教室とかいうのは今は開催していませんけれども、家族が介護の必要な高齢者を家で介護されている場合に、例えばおむつの支給、家族に

対しておむつの給付券をお渡しするとか、徘徊をする御家族を支援しているご家族に、GPSの端末機をご家族向けにお貸しするというような御家族支援の制度というのの一部でございます。

○C委員

介護者の家族の支援の会というのは、地域の方からできているのです。吹田市はそれをバックアップしてくださる形になっているのですけれども、地域ケア会議の中から声が上がりまして、今、あちらこちらで介護者家族の会というのができていまして、そういったところで共通の悩みを出したりするのがあるようです。地域ケア会議自体は市がされているもので、間接的にはバックアップしてくださるということです。その中で男性介護者の集まりもあるというふうに聞きました。

○会長

他にないですか。

○会長

介護者が介護をされる方が少ないというのですが、60歳から70歳の男性は暇にしていって元気なので、介護をされた方が介護者になったらすごくいい介護者になると言われているので、ぜひそのあたりをリクルートしてボランティアか何かにしないと、若い人ばかりに介護をさせたらかわいそうな気がするので、元気で時間を持て余している方はいっぱいいらっしゃいますから、先ほど言ったように介護力を付けさせて、現場に週一回でも二回でも行かしてあげると、人材はいくらでもあると思うのです。そういうシステムにされたらいいかなと思います。遅くなりましたのでこれ位でよろしいですか。

○平井高齢福祉室主査

先ほどの数の件なのですが、はつらつ教室の男女比については担当者に確認しなければ分かりませんが、市内8箇所でおよそ全体で年間延べ6千人の方が参加いただいています。男女比については、担当者に確認させていただきます。

○会長

またこちらからの資料の請求があるかもしれませんので、よろしく願います。どうもありがとうございました。

○会長

その他の議題はありますか。

○田家男女共同参画室参事

その他ということで次の第4回審議会の日程ですが、10月28日（金）中層棟4階の全員協議会室で、子育て支援課、子育て給付課、家庭児童相談課、保育幼稚園室、指導室、放課後子ども育成課に対する意見聴取を実施したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。第6回、12月の日程については、後日調整させていただきます。以上です。

○会長

次回から全ての事業を説明するのではなく、男女共同参画だけに絞った説明と、資料に男女比を入れるようにお願いします。

他に何かありますか。

○会長

他にないようでしたら、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。